

1 日時

平成22年9月29日13:30～16:40

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 武中千里, 中村憲兒, 仁尾雅信, 野口哲子, 若林清, 中村悟,

徳久 正, 一谷好文, 田中澄夫

(家裁委員) 井岡陽子, 上垣功, 内田恵美子, 奥村隆司, 松本眞理子, 中川和男,

徳久 正(兼務), 下谷靖子, 田中澄夫(兼務)

(事務局) 地裁 山本事務局長, 小切事務局次長, 新見民事首席書記官,

高木刑事首席書記官, 園田総務課長

家裁 藤本事務局長, 西村事務局次長, 新谷首席書記官

高橋首席家裁調査官

4 議事 (□: 委員長, ○: 委員, ●: 説明者・事務局)

(1) 所長あいさつ

(2) 委員長代理選出

委員長において, 一谷好文委員(地裁委員会), 下谷靖子委員(家裁委員会)をそれぞれ委員長代理に指名した。

(3) 意見交換

(家裁委員会関係)

ア 前回の委員会の意見に対する裁判所の取組

裁判所から, 少年に対する保護的措置として行っている奈良公園の清掃活動の実施回数を増やし, より多くの少年を受け入れられるような態勢を取った旨の報告があった。

イ テーマ「面会交流について」

(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて説明。最高裁制作のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」視聴。)

○ 祖父母等, 親以外の家族との面会が, 子の情緒の安定に資する場合もあると思うが, このような者との面会についてはどのように考えられているか。

● 子のための面会交流という趣旨に照らせば, 子と祖父母等との間に既に良好な関係が形成されている場合は, 積極的に認められてよいと思うが, 監護親が祖父母との面会に反対する場合も多い。その場合には, 監護親に反対する理由を聴き, 子にとって祖父母の存在がどういうものかを考えてもらうようにしている。

□ 面会交流の方法として, 非監護親の元に子を宿泊させる場合もあり, この場合には同居の祖父母等とも面会できることになる。

○ 対面以外の方法, 例えば電話等での交流を行うことに規制はあるか。また, 現実に

は、DVDに出ているような理解のある親ばかりではない。面会交流を求めているも、継続されないということはないか。自分としては、試行的面会交流については、裁判所内の児童室で監護親らに観察されながら面会することには、違和感を覚える。

- 児童室を利用して親子の面会交流を図ることについて、監護親に見られていることに強い抵抗感を示す方もおられ、この場合には無理には勧めていない。

ただ、観察の目的を十分にかみくだいて説明すると、ほとんどの方は理解されて試行的面会交流に臨んでいる。

子の成長につれて、親子を巡る状況も変化するものであり、このような場合は、親同士で話し合っただけで面会交流の頻度や時間について新たに協議ができればよいが、それがうまくいかないときは、再度、面会交流について調停の申立てがあったり、元の調停の合意に基づいて履行勧告の申立てがされることがある。

親子交流の在り方は様々であり、子の写真、絵などの作品を送るなど、子の成長に関する情報を提供するという間接的な面会交流を決めることもある。ただ、子と非監護親が直接、電話やメールのやり取りをすることは、監護親の了解が必要であろう。監護親の知らないところでそのような接触を行うことは、子はそれを隠さないといけなないと考えてしまい、子に負担をかけることになる。

- 離婚が成立してそれぞれの生活が落ち着いてくると、面会交流も円滑にいく場合があり、面会交流を重ねるうちに相互の信頼関係が醸成されることもある。ただ、離婚後に養育費の不払いなどを契機に、面会交流を巡って紛争になることがある。
- 面会交流の取扱いも、文字にされたものを見ると結構堅く感じるが、実際には、ケースごとにより柔軟な取扱いがされていることが分かった。
- 試行的面会交流を裁判所が行うことには、裁判所以外のNPO団体等が行う場合と比べてメリットはあるのか。
- 裁判所の試行的面会交流は、面会交流を求める親の欲求を満足させるというより、子の反応を観察して面会交流の在り方を判断することが目的であると言ってよい。一般的に、親は自分に都合の良いように解釈しがちであるが、裁判所の試行的面会交流の場合、面会が終わった直後に、調停を開いて監護親と非監護親が共に子の反応を正確に理解し、共通認識を持つことができるように働きかけることができる。

他方、面会交流の援助活動を行っている民間団体もあり、有料で、面会場所の提供、その他の援助を行っている。
- 裁判所が関与して行う面会交流の目指すゴールは、どういうイメージであるか。
- 当事者は、面会交流ができないから決めてほしいとして裁判所に申し立ててくる。裁判所は非監護親に会わせて良いかを決めるが、子が会いたくないと言っている場合でも、子の真意を理解することはなかなか難しく、そのために試行的面会交流を行うこともある。
- 紛争の渦中にある当事者の間に入って、面会交流の意義等を考えさせることは有意義だと思う。面会交流の在り方はケースバイケースだと思うが、どんな場合にも、子のための制度だということを広く理解してもらえよう努める必要があるだろう。
- DVDを視聴して、面会交流についての望ましい対応例については、なるほどと思う。親子関係と夫婦関係とを分けて考えようと、さらっと言っているが、実際には、

離婚問題に直面している両親は切羽詰まっているのが通常で、そういう中で、当事者にプレッシャーを与えたり、反発を買うことのないような、タイミングや配慮が難しいと思う

- 両親の離婚が、子に与える影響は大きい。調停手続では、何が子のためになるかを考えるように、両親に対し、もっと強く言ってよいのではないかとの感想を持った。
- 面会交流について決める際、子の意思を確認しているのか。
- おおむね10歳前後以上の子の場合は、その意思を確認する運用がされている。子の心理を理解するのは容易ではないが、そのために家庭裁判所調査官は面接技術等についての専門的なトレーニングを積んでいる。
- 両親が面会交流させる意思はなくとも、子自身が面会を望むようなケースはあるか。
- 成年の子であれば、親子関係調整の調停はできるが、未成年の子は当事者にはなれないため、家裁で取り上げることはない。
- 夫婦関係調整、親権者指定等の調停手続の過程で、家庭裁判所調査官が子に接触したときの子の反応を踏まえて、裁判所から両親に対し、面会交流について示唆することもある。

(地裁委員会関係)

ア 前回の委員会の意見に対する裁判所の取組

裁判所から、DV事件の取扱いに関して、裁判所と関係機関(警察、DVセンター)の各担当者レベルで打合せを持つよう企画していることなどについて、報告があった。

イ テーマ「労働審判制度について」

(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて説明)

- 賃金不払いや不当解雇の問題以外にも、特に、零細な小企業では、職場環境や、残業に関する事など労働条件の是正を巡る紛争があるのではないかと思うが、このような問題は裁判所に持ち出されているか。
- 残業手当の支給を求めて争われるケースはある。職場環境一般の問題は、訴訟として構成するのは難しいのではないか。
- 退職後に元従業員から、会社に対して、未払いの残業手当を請求するケースは間々ある。このようなケースでは、話し合いによる解決ができなければ、勤務の裏付けについて、膨大な資料を証拠として調べる必要があることがある。

労働条件の問題は、個別労働紛争としてよりは、労使間の集団的労働紛争として表れることになろう。

- 労働審判制度のことは、今回この委員会で聞くまで知らなかった。

労働審判制度自体の広報はどうなっているか。例えば、労働審判制度についての最高裁のリーフレットはどこに備え置いているのか。裁判所に来なければ置いていないということであれば、ほとんどの人は裁判所まで足を向けないだろう。市役所等の市民に身近な施設には置いているか。

パワハラ、セクハラの問題はどこでも起き得る問題であり、労働審判制度も活用できるなど感じた。ただ、リーフレットを見ても、代理人を付ける場合もあるとい

うが、この記載では代理人にはどういう人になるのか分からない。代理人には弁護士がなるということであれば、「申立人代理人」の記載には「(弁護士)」などと付記してあれば分かりやすいと思う。

- 当庁では、リーフレットは、奈良県内労働基準監督署、奈良県労働委員会に配布している。御指摘のように、市役所など、より身近な所にも備え置いてもらうよう考えないといけないかもしれない。

また、最高裁のホームページには、裁判手続を説明するトピックスの中で、労働審判制度についても比較的詳細な情報が掲載されている。ただし、ホームページにそのような情報が掲載されていること自体の広報は、不十分かもしれない。

- 労働審判制度について、本人申立ての増加が制度運用上の課題になってきているということは、やはり、労働審判員が主体的に必要な事項を確認して手続を進めるといふ運用は難しいのか。
- 労働局の個別労働紛争調停委員会に関与しているが、盛んに活用されている。その中で感じるのは、非正規雇用の労働者の解雇の問題が非常に多いことだ。その中には、係争の金額自体は少額でも、当事者にとっては深刻な問題であることも多い。現在の労働審判の件数は、紛争の数からみると少ないと思う。労働局に相談に来る人の多くは、労働審判という制度があることは知っており、裁判所が本来解決すべきケースもまだまだ多くあると感じている。労働局では、相談員を置いて無料で懇切に教示しており、裁判所もそのような方向での運用を考えてはどうか。申立書の様式をできるだけパターン化して提供する、あるいは、本人でも少なくとも第1回の期日までいけて、それで難しいならその後代理人を付けるような運用も考えられないか。
- 複数の卒業生から、入社1、2年の早い段階で退職勧告を受けたとの相談を受けた。そのときは、労働審判制度のことなど知らなかったので、学校の担当者はハローワークに相談に行ったが、そこでも裁判所の制度の紹介はなかった。まだ労働審判制度の知名度は低いのではないか。このケースについては、企業としては、採用実績は残したいということから、採用はするものの、早期に退職させるというような行動に出た疑いがあると分析している。
- 私も、労働審判制度のことは、今回初めて知った。広報としては、テレビで流すのが一番良い。裁判所のホームページを見た印象としては、最初、本人でも申立てができると思ったが、別の箇所では、主張立証の準備をしっかりとする必要があるともあり、弁護士に相談しなさいともあるので、そうしたら自分一人ではできないのではないかと思った。また、トラブルに遭ったときに具体的にどこへ行けばよいのかが分からない。例えば、簡易裁判所の手続案内の箇所には、「自分でもできる」との記載があるが、労働審判制度についても、自分でできるのかできないのかが分かれ道であり、その点を示してもらいたいと思う。
- 労働審判で行う場合であっても、労働事件を対象とする以上、請求原因の構成等は、法律専門家以外では難しい面もあるだろう。裁判所としては、当事者の立場に立ったアドバイスはできないので、当事者のほうで、例えば労働基準監督署に相談するか、弁護士に相談するなどして、主張を組み立ててもらふ必要がある。労働審判で

は、主張立証は2回目までに終える必要があることから、当事者には通常の訴訟の場合以上に周到な事前準備が求められている。

- 当事者のほうで、権利性の主張を尽くす必要があるというのはそのとりであろうが、例えば、家事調停の申立書では、離婚原因を選択式で記入できるようになっている。労働事件についても、不当解雇や未払賃金請求等の紛争類型ごとに請求原因を列記してあってそれに書き込んで作成できるような申立用紙を置くような工夫は可能ではないか。
- 過払金請求訴訟の訴状でも、本人がインターネットからひな形を見つけてきて作ったものの中に非常によくできたものがあった。労働事件でも、ひな形を充実させることはできるかもしれない。
- 労働審判制度の立法過程では、迅速で充実した手続を実施するためには専門家の関与が望ましく、弁護士強制主義を採用するとの意見もあった。当事者は、必要な主張立証をあらかじめ提出することが要請されているといえるが、裁判所としては、本人ができるだけ利用しやすくなるように努力する必要があるだろう。
- 労働審判制度の知名度はまだ低いだらう。トラブルを抱えた人に情報が届くかどうかの問題で。卒業生が大学の就職支援室を頼って相談に来るのであれば、そういう所に対してリーフレットを送付するなどの広報が必要であろう。放送は網羅的で関係ない人にも向けられているが、もっと関係ある人に十分な情報が届くことが大事であろう。労働審判制度の最高裁のリーフレットもトラブルを抱えている人のために作られているものだとすると、その作り方についても、労働審判制度という言葉が前面に出すのではなく、解雇や賃金不払いなどのトラブルが起こったときに、迅速柔軟な解決を図る制度がありますよということを端的に伝えられるような工夫をしたほうが良いと思う。また、リーフレットで伝えられる情報は限られるので、ホームページへの誘導を図ることも重要で、そのために、リーフレットにホームページのアドレスを書いておくなどの工夫ができるだろう。実際に裁判所に行く前段階として、もう1段階クッションが必要だと思う。

また、実際に解雇等のトラブルに遭った人たちが、どこで情報に接することができるかを考えてみると、例えば、スーパーマーケットの店内やバスの車内など、より身近な所に、このようなリーフレットが置くような努力をしても良いのではないか。
- ある程度は、労働局なり、弁護士なり、専門家に相談を受けることは必要であり、リーフレットだけを見て裁判所に申立てをするというのは無理だろうから、いきなり街の中にこれを置くのが適切かどうかという問題はある。
- 紙の資料類が市中に氾濫していると感じる。一般に広く配布するのは、DVや子宮頸がんの啓発など、より身近な問題に関するものが先ではないか。労働紛争の広報については、むしろ、これらのトラブルに直面したときに紛争当事者が駆けつける所はどこかを考え、どこに働きかけるのが効果的であるか検討したほうがよいと思う。
- 申立てに際しては、費用が幾ら掛かるかが大きな関心事だと思うので、労働審判制度の広報に当たっても、手数料の額等が具体的に分かるように工夫されてはどうか。

(4) 委員会の開催方針等について

ア 次回期日

平成23年2月17日(木)午後1時30分

(奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催)

イ 次回のテーマについて

(7) 地裁関係「裁判員制度について」

(1) 家裁関係「成年後見制度について」